第八号中(867)を(873)とし、(683)から(866)までを(689)から(872)までとし、(682)を(687)とし、その次に次のように加える。

(688)　ブリモニジン

第八号中(681)を(686)とし、(269)から(680)までを(274)から(685)までとし、(268)を(272)とし、その次に次のように加える。

(273)　5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン

第八号中(267)を(271)とし、(192)から(266)までを(196)から(270)までとし、(191)を(194)とし、その次に次のように加える。

(195)　ガバペンチン　エナカルビル

第八号中(190)を(193)とし、(111)から(189)までを(114)から(192)までとし、(110)を(112)とし、その次に次のように加える。

(113)　エスゾピクロン

第八号中(109)を(111)とし、(28)から(108)までを(30)から(110)までとし、(27)を(28)とし、その次に次のように加える。

(29)　アトバコン

第八号中(26)を(27)とし、(13)から(25)までを(14)から(26)までとし、(12)の次に次のように加える。

(13)　アジルサルタン

○厚生労働省告示第十七号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第五十条第九号の規定に基づき、薬事法第五十条第九号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品（昭和三十六年厚生省告示第十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第三十七号を第三十八号とし、第三十六号の次に次の一号を加える。

三十七　四―メチルピペラジン―一―カルボン酸　（五S）―六―（五―クロロピリジン―二―イル）―七―オキソ―六・七―ジヒドロ―五H―ピロロ［三・四―b］ピラジン―五―イルエステル（別名エスゾピクロン）及びその製剤

○厚生労働省告示第十八号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第九項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表第1の1中(183)を(185)とし、(123)から(182)までを(125)から(184)までとし、(122)を(123)とし、その次に次のように加える。

(124)　デノスマブ（遺伝子組換え）

別表第1の1中(121)を(122)とし、(93)から(120)までを(94)から(121)までとし、(92)の次に次のように加える。

(93)　5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン

○農林水産省告示第百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町中字立岩九五五、九五七、九七三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字立岩九五五・九七三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び津奈木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡津奈木町大字津奈木字山頭一五五八の一、一五七七の一、一五七七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山頭一五五八の一・一五七七の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡相良村大字四浦西字平ノ下一二七〇の一二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字平ノ下一二七〇の一二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び相良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県水俣市宝川内字吉花七四六の四、七四七の三、七四八の四、七四八の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字吉花七四六の四・七四七の三・七四八の四・七四八の五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）